

インクルーシブ教育とは

インクルーシブ教育 (inclusive education) とは、学校教育の現場、特に初等教育や中等教育段階において、障害のある子供が大半の時間を障害のない子供と普通学級で共に包括的な教育を受けることです。前回、インクルージョン (inclusion) の意味を、反対名詞のエクスクルージョン (exclusion) と対比させて、障害のある人を排除してきた社会が障害のある人を排除せずにそのまま含み込み受け入れるという意味だと解釈しました。続いて、条約は、障害のある人が生涯を通して自己の住む地域社会で分け隔てられることなく、教育を受けることができることをインクルーシブな教育制度として保障しています。それは、条文の文言を読むとき文理解釈することで分かると思います。

条文の第24条「教育」を見てみます。1項に、「締約国は、教育についての障害のある人の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしにかつ機会の平等を基礎として実現するため、あらゆる段階におけるインクルーシブな教育制度及び生涯学習であって、次のことを目的とするものを確保する。」(川島聡=長瀬修仮訳・2008年5月30日付)とあります。このように、「インクルーシブな教育制度」をはっきりと保障していることが読み取れます。

ところが、条約署名のため外務省の出した条文の「仮訳文」と比較して見ると。第24条1項は、「締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、次のことを目的とするあらゆる段階における障害者を包容する教育制度及び生涯学習を確保する。」とあり、「インクルーシブ」の文言が、「包容」と訳されていることが何か釈然としません。この訳文は教育関係者を始めとし、多方面から政府官僚お得意の「永田町用語」ではないかと指摘されています。辞書で「包容」を調べると、「(1)包み込むこと。包み入れること。(2)心が大きく、他人や他人の意見を受け入れること。」(『大辞林 第3版』)とあります。障害のある子供の側は包み入れられるかもしれないと期待しますが、受け入れる学校側(校長)に寛大な気持ち(心が大きく)ないと、受け入れてはもらえないことにならないのではないかと危惧の念が出てきます。昨今の教育現場、特に、普通学級では、障害のある子供を寛大な気持ちで受け入れる「ゆとり」がなくなっているように感じられます。

教育現場の状況は

2007年4月から、特別支援教育が「学校教育法」に位置づけられました。障害の種類や程度に応じ特別な場(盲学校、聾学校、養護学校)で教育するこれまでの特殊教育から、「LD(学習障害)、AD/HD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症など

も含めた、障害のある子供の教育的ニーズに応じた特別支援教育へ移行することによって、すべての総合支援学校であらゆる障害に対応すること」が、本来の目的です。

しかし、特殊教育から特別支援教育へ名称を変更しただけで、教育現場では相変わらず障害を個人的レベル（医学モデル）のものと捉え、自己努力とリハビリテーションによって克服することにこだわっているようです。

また、特別支援教育と同時に進められてきた格差や競争を促す教育改革によって、障害のある子供が普通学級で学ぶにくい状況が生まれています。障害のある人が、障害があることによって差別されることのない共生社会（社会モデル）をつくるには、初等・中等教育という人生の入り口で、障害のない子供たちと、障害ある子供たちが「共に学び育つ」ことが不可欠です。

かたくなに「分離教育」を主張してきた学校側や、教育現場を「インクルーシブな教育」に変えるためには、一刻も速い条約の批准が必要です。

条約の批准に向け教育分野の法律や政令、条例などを改正・修正することが「焦眉の急」だと考えます。（つづく）

参考文献「東俊裕・監、DPI日本会議・編『障害者の権利条約でこう変わる Q&A』解放出版社、長瀬修・東俊裕・川島聡・編『障害者の権利条約と日本—概要と展望』生活書院、『NHK社会福祉セミナー（2008年7月～9月号）』日本放送出版協会、松村明・編『大辞林』（第3版）三省堂」。